◎宅地建物取引士資格登録簿登録事項の変更申請

資格登録者は、住所や勤務先業者等、登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく変更登録申請（業法第２０条）をしなければなりません。申請後、資格登録簿が変更されると申請者あてにハガキで通知します。

なお、会社等が行う専任の宅地建物取引士等に関する入社及び退社等の変更届（業法第９条）は、宅地建物取引業者として免許を受けた大臣又は知事に届け出るものですので、その届出により、宅地建物取引士の登録簿の内容が、自動的に変更になることはありません。

(1) 申請方法

申請者	持参するもの又は郵送先	提出書類
代理人の来庁による申請	登録者の委任状、 代理人の身分を証明できるもの（運転免許証等）	「変更登録申請書」に変更申請事項に応じ、下記(２)に掲げる添付書類が必要です。（各１部）
郵送による申請	（送り先） 〒３７１－８５７０ 群馬県前橋市大手町一丁目１番１号 群馬県 県土整備部住宅政策課宅建業係 電話（０２７）２２３－１１１１　代表 （０２７）２２６－３５２５　直通	

(2) 変更申請に必要な添付書類

項番 11 氏　名 --------- 戸籍抄本（３ヶ月以内に発行されたもの）

項番 12 住　所 --------- 住民票（申請者本人の分：３ヶ月以内に発行された、個人番号が記載されていないもの）

項番 13 本　籍 --------- 戸籍抄本（３ヶ月以内に発行されたもの）

項番 14 勤務先

入社・従事 ----- 在職証明書（従事した年月日を記入し、代表者が証明したもの）。
※上記証明書には宅建業免許証番号又は「○○県新規申請中」と記入のこと。

退職・離職 ----- 退職証明書（従事しなくなった年月日を記入し、代表者が証明したもの）。
※個人免許業者の代表者の場合は、廃業届の写し。

商号又は名称 ----- 「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」の第一面の写し、又は商業登記簿抄本。

＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊

〔記　入　例〕

２　年　４　月　１０　日

群馬県知事殿

申請者　氏　名　　赤城　次郎

生年月日　　昭和　５０　年　８　月　１０　日

受付番号 ※　　受付年月日 ※　　申請時の登録番号 １０－　１２３４－

（注）必ず記入してください。

12	変更年月日	R－０１年０３月２５日	
変更後	郵便番号	３７９－２１５４	
	住所市区町村コード	１０２０１	群馬 都道府県 前橋 市郡区 ＿＿ 区町村
	住所	天川大島町１－４－３７	
	電話番号	０２７－２４３－３３８８	
変更前	住所	群馬県前橋市大手町 1-1-1	確認欄 ＊

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14	変更年月日	R－０１年０４月０１日	
変更後	商号又は名称	宅建次郎株式会社	
	免許証番号	１０（１）　３４５６	確認欄 ＊
変更	変更年月日	H－２７年０３月１０日	
	商号又は名称	赤城不動産　株式会社	
	免許証番号	~~国土交通大臣~~ 群馬県　知事　（　２　）第　4567　号	確認欄 ＊

（注）変更事項に該当する欄（項番）のみ記入のこと。